clover
asset management

投資信託説明書（交付目論見書）
使用開始日　2022 年 6 月 4 日

世界で一番
お客様を幸せにするファンドでありたい

浪花おふくろファンド

追加型投信／内外／株式／
ファンド・オブ・ファンズ
（分配金再投資専用）

どっしりと株式に長期投資

・本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。
・本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に記載されています。ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社（クローバー・アセットマネジメント株式会社）のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
・投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

■委託・販売会社
（ファンドの運用の指図及び販売を行う者です。）
クローバー・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 2727 号

■受託会社
（ファンドの財産の保管及び管理を行う者です。）
株式会社りそな銀行
（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

【お問合せ先】　TEL 03-6262-3923　［受付時間 9：00～17：00（土日祝日・年末年始を除く）］
フリーコール 0800-5000-968（通話料無料）
ホームページ　https://www.clover-am.co.jp/

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

■委託会社の情報

委託会社名：クローバー・アセットマネジメント株式会社

設立年月日：2006 年 3 月 28 日

資本金：1 億円

運用する信託財産の合計純資産総額：14,119 百万円

（資本金、運用する信託財産の合計純資産総額は 2022 年 3 月末現在のものです。）

※単位未満は切り捨てて表示しております。

■商品分類及び属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内　外	株　式	その他資産（投資信託証券（株式一般））	年 1 回	グローバル（日本含む）	ファンド・オブ・ファンズ	あり（適時ヘッジ）

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

・この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「浪花おふくろファンド」（以下「当ファンド」といいます）の受益権の募集について、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2022 年 6 月 3 日に関東財務局長に提出しており、2022 年 6 月 4 日にその効力が発生しております。

・当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）に基づき、事前に受益者（投資者）の意向を確認いたします。

・当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法（平成 18 年法律第 108 号）に基づき分別管理されております。

◆ファンドの目的・特色◆

ファンドの目的

当ファンドは、日本の皆様に本当に長期で安心して投資できる機会を提供することで、一人でも多くの皆様がお金から自由になり、本来のあるべき人生を歩んでいただくお手伝いをすることを目的としています。

ファンドの特色

1　主に株式投信への投資によって長期的に高い運用成績をめざします

投資比率は高めの維持が基本。
長期的には株価は上昇すると予想していますので、国や地域、或いは企業選別に強みを持つファンドを厳選します。
しかし、景気が過熱したり、投資家心理が強気に傾き過ぎたり、各ファンドが投資対象とする市場で割高感が強まった場合は、その後の株価下落に備えて投資比率を低くし、現金の割合を増やす調整を行います。

2　広く世界に分散投資します

長期的な株価上昇には、企業利益の継続的な増加が必要だとの観点から、世界中に存在する優れた企業への選別投資を実行しているファンドに投資することが、最も効果的かつ効率的であると考え、ファンド・オブ・ファンズ方式（※）を採用しました。

3　長期の財産形成を目指し、収益分配金は全て再投資します

大幅な値上がり益が得られる場合でも、得られた利益はさらに将来の利益の元とするために使いたいと考えています。当ファンドはこれまで収益分配を行っておりませんが、今後、分配を行う場合であっても、分配金は再投資致します。これによって、複利での資産増加を目指します。

資金動向及び市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ファンド・オブ・ファンズとは
投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託をいいます。ファンドが主要投資対象とする投資信託（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中には、直接株式市場に投資するものも、ファミリーファンド方式でマザーファンドを通じて投資するものもあります。

＜イメージ図＞

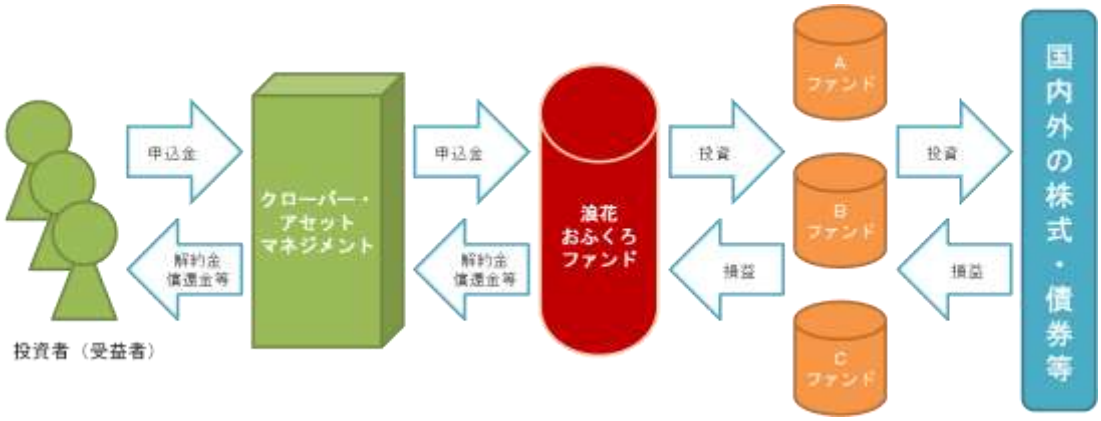

分配方針

a.収益分配方針

当ファンドは、毎決算時に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

①分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子･配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等の理由により、分配を行わないことがあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

b.当ファンドは分配金再投資専用です。収益分配金は所得税及び地方税を控除した金額を、ファンドの受益権の取得申込金として、各受益者（委託会社の指定する第一種金融商品取引業者及び登録金融機関を含みます。）毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。

※収益分配金を再投資する場合は、販売手数料はかかりません。

＜分配金に関する留意点＞

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水　準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資者のファンド購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

投資制限

・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

・同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50%未満とします。

・株式への直接投資は行いません。

・信用取引の指図は行いません。

・デリバティブの直接利用は行いません。

・組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

・一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

・外貨建資産への投資には制限を設けません。

・資金の借入れを行うことはできますが、当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。

◆投資リスク◆

当ファンドは、株式などに投資する投資信託証券に投資しますので（ファンド・オブ・ファンズ方式といいます。）基準価額はそれら組入株式等の値動きにより変動します。また、外貨建資産に投資する場合、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により基準価額は変動します。**従って、投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、全て投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。**

基準価額の変動要因

主なリスクは以下の通りですが、当ファンドに係る全てのリスクを完全には網羅しておりませんので、ご留意下さい。

価格変動リスク	当ファンドは、国内外の株式等へ投資する投資信託を通じて、間接的に株式等へ投資します。株価は、国内外の政治・経済情勢、株式等の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また、短期間に大幅に変動することがあります。一般に、新興国の株式等は先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落し、損失を被る場合があります。
為替変動リスク	世界各国の通貨建有価証券等に投資する場合、円貨ベースの資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは、一般に当該国・地域の政治、経済及び社会情勢等の変化により変動します。従って、これらの影響を受け、基準価額が変動する可能性があります。
カントリー・リスク	外国証券への投資には、当該国・地域の政治、経済及び社会情勢等の変化により混乱が生じた場合には、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。その場合に基準価額は下落し、損失を被る場合があります。
信用リスク	間接的に投資する株式について、発行者の経営、財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は、価格下落の要因のひとつであり、それにより基準価額が下落することがあります。
流動性リスク	市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、組入有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
大量解約に伴うファンドの資産売却によるリスク	一時に相当金額の解約申込があった場合、資金手当てのために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、当該保有資産を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、結果として基準価額が下落する場合があります。

＜その他の留意点＞

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。
・当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険機構、貯金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
・当ファンドは、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

リスクの管理体制

クローバー・アセットマネジメント株式会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

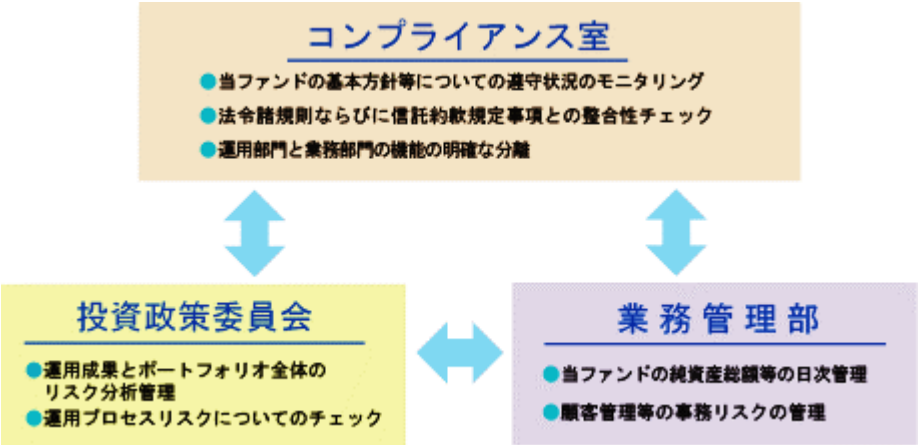

※リスク管理体制は、2022 年 3 月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

◆参考情報◆

当ファンドの年間騰落率及び基準価額の推移

（2017年４月～2022年３月）

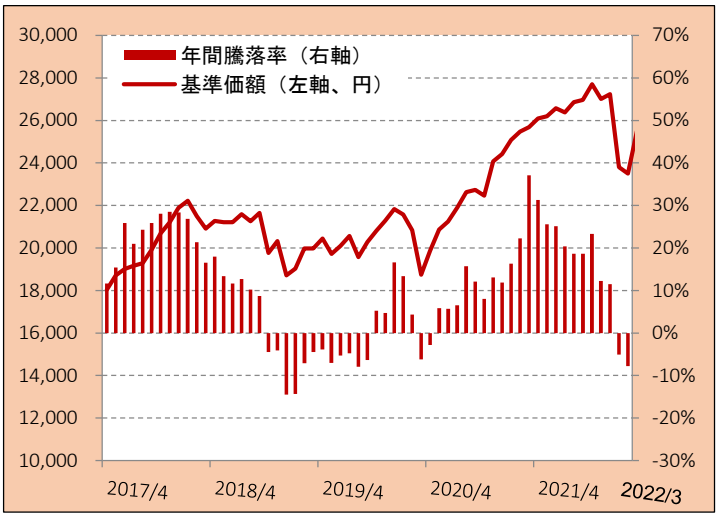

※分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示しておりません。
※2017年４月から2022年３月の５年間の各月末における直近１年間の騰落率及び基準価額の推移を表示したものです。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2017年４月～2022年３月）

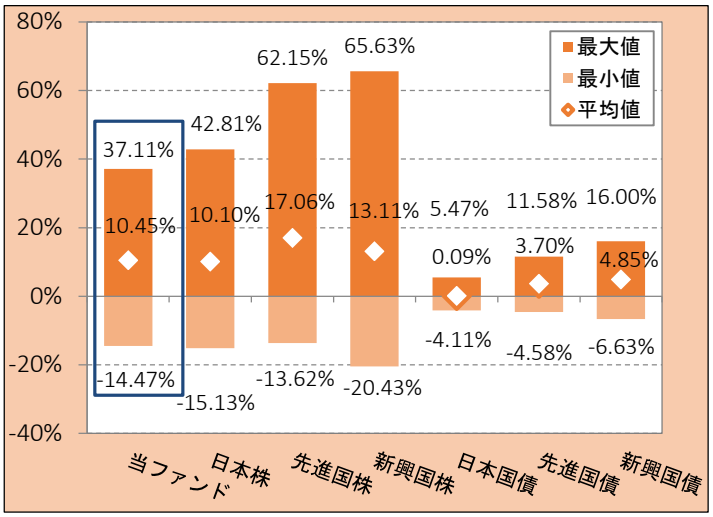

※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※2017年４月から2022年３月の５年間の各月末における直近１年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

【各資産クラスの指数】

日本株　：Morningstar 日本株式指数（税引前配当込み、円ベース）：Morningstar,Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式指数（除く日本、税引前配当込み、円ベース）：Morningstar,Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数（税引前配当込み、円ベース）：Morningstar,Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数（税引前利子込み、円ベース）：Morningstar,Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債指数（除く日本、税引前利子込み、円ベース）：Morningstar,Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数（税引前利子込み、円ベース）：Morningstar,Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

※全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。

＜重要事項＞
当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社（これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います）が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス（以下「Morningstarインデックス」と言います）の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、クローバー・アセットマネジメント株式会社（以下、「当社」と言います。）とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが当社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、当社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。
Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、当社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害（逸失利益を含む）について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

◆運用実績◆

(2022 年 3 月 31 日現在)

基準価額・純資産総額の推移

（2008 年 4 月 8 日（設定日）～2022 年 3 月 31 日）

基準価額	25,483円	純資産総額	1,528百万円

※基準価額は1万口当たりの金額です。

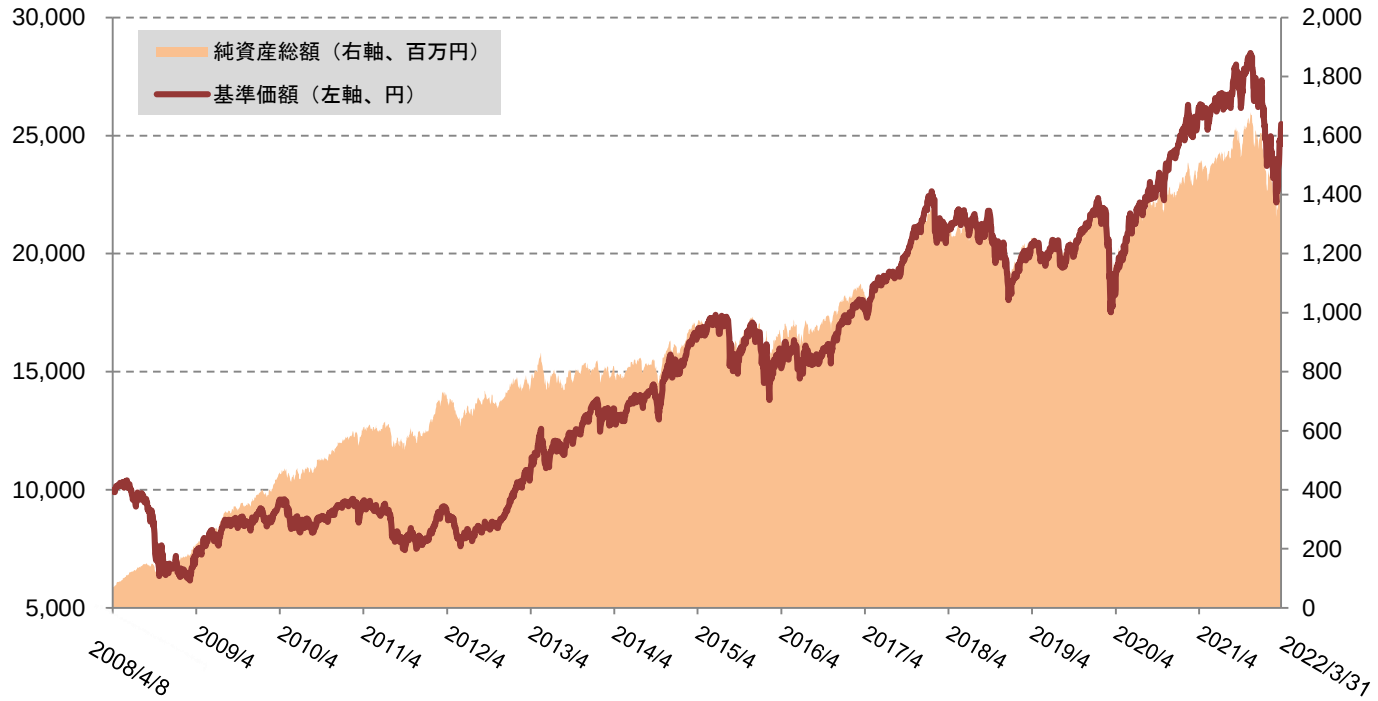

主要な資産の状況

順位	国/地域	種類	投資信託証券	通貨	投資比率
1	日本	投資信託受益証券	コムジェスト世界株式ファンド（適格機関投資家限定）	円建て	42.09%
2	日本	投資信託受益証券	SBI中小型割安成長株ファンド　ジェイリバイブ（適格機関投資家専用）	円建て	18.95%
3	アイルランド	投資証券	クープランド・カーディフ・ファンズ- CCジャパン アルファファンド クラスC（アイルランド籍 UCITS適格オープンエンド型投資信託）	円建て	15.15%
4	日本	投資信託受益証券	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド90（適格機関投資家限定）	円建て	9.88%
5	日本	投資信託受益証券	コムジェスト・エマージングマーケッツ・ファンド95（適格機関投資家限定）	円建て	3.19%

・投資比率は、純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。（小数点以下第2位未満を四捨五入しています。）

年間収益率の推移（暦年ベース）

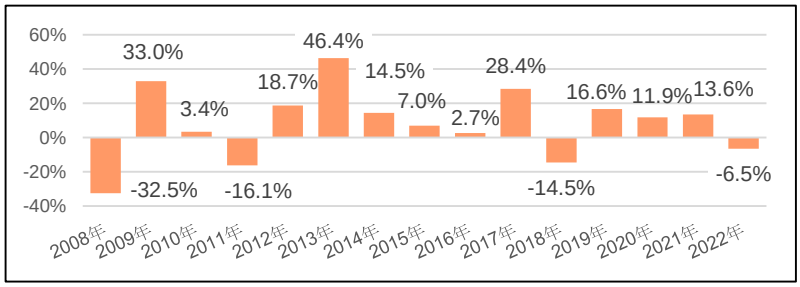

分配の推移（税引前）

決算日	1万口当たりの分配金
第10期（2018年3月5日）	0円
第11期（2019年3月4日）	0円
第12期（2020年3月3日）	0円
第13期（2021年3月3日）	0円
第14期（2022年3月3日）	0円
設定来累計	0円

※2008 年は設定日（2008 年 4 月 8 日）から年末までの収益率、2022 年は 1 月から作成基準日（2022 年 3 月 31 日）までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。
※小数点以下第 1 位未満を四捨五入しています。

・運用実績はあくまでも過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
・最新の運用実績は、表紙に記載する当社のホームページでご確認いただけます。

追加的記載事項

指定投資信託証券の概要

※ここに記載されている各ファンドの内容等は、目論見書作成時点のものであり、今後変更されることがあります。

1	ファンド名	コムジェスト世界株式ファンド（適格機関投資家限定）
	委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
	主な投資地域・投資対象	国内外（新興国を含む）の上場株式等
2	ファンド名	SBI 中小型割安成長株ファンド　ジェイリバイブ（適格機関投資家専用）
	委託会社	SBI アセットマネジメント株式会社
	主な投資地域・投資対象	国内の株式等
3	ファンド名	クープランド・カーディフ・ファンズ － CC　ジャパン アルファファンド クラス C（アイルランド籍 UCITS 適格オープンエンド型投資信託）
	運用会社	クープランド　カーディフ　アセットマネジメント　LLP（英国）
	主な投資地域・投資対象	国内の株式等
4	ファンド名	コムジェスト・ヨーロッパ・ファンド 90（適格機関投資家限定）
	委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
	主な投資地域・投資対象	ヨーロッパの株式等
5	ファンド名	コムジェスト・エマージングマーケッツ・ファンド 95（適格機関投資家限定）
	委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
	主な投資地域・投資対象	新興国の株式等
6	ファンド名	NEXT FUNDS TOPIX 連動型上場投信
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	主な投資地域・投資対象	TOPIX に採用されている、または採用が決定された銘柄の株式
7	ファンド名	i シェアーズコア MSCI ヨーロッパ UCITS ETF EUR
	運用会社	BlackRock Asset Management Ireland Limited
	主な投資地域・投資対象	ヨーロッパの株式
8	ファンド名	i シェアーズ MSCI ヨーロッパ（除く英国）UCITS ETF EUR
	運用会社	BlackRock Asset Management Ireland Limited
	主な投資地域・投資対象	ヨーロッパ（除く英国）の株式
9	ファンド名	i シェアーズ MSCI 英国 UCITS ETF
	運用会社	BlackRock Asset Management Ireland Limited
	主な投資地域・投資対象	英国の株式
10	ファンド名	i シェアーズ MSCI 英国小型株 UCITS ETF
	運用会社	BlackRock Asset Management Ireland Limited
	主な投資地域・投資対象	英国の小型株式
11	ファンド名	i シェアーズコア MSCI エマージング・マーケット ETF
	運用会社	BlackRock Fund Advisors
	主な投資地域・投資対象	新興国の株式
12	ファンド名	i シェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF
	運用会社	BlackRock Fund Advisors
	主な投資地域・投資対象	新興国の株式
13	ファンド名	i シェアーズコア S&P500 ETF
	運用会社	BlackRock Fund Advisors
	主な投資地域・投資対象	米国の株式

14	ファンド名	i シェアーズコア MSCI パシフィック（除く日本）UCITS ETF
	運用会社	BlackRock Asset Management Ireland Limited
	主な投資地域・投資対象	アジアパシフィク（除く日本）の株式

◆手続・手数料等◆

お申込みメモ

購入単位	1 万円以上 1 円単位
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1 円以上 1 円単位の『金額指定』、又は『全額換金』
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額
換金代金	原則として、お申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後 3 時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2022 年 6 月 4 日から 2023 年 6 月 3 日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ありません
購入・換金申込受付の中止及び取消	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で受益権の購入申込及び換金申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入及び換金申込を取り消すことがあります。
信託期間	無期限（設定日：2008 年 4 月 8 日）
繰上償還	信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎年 3 月 3 日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ・分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ・当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は、所得税、地方税及び復興特別所得税を控除した後、再投資されます。
信託金の限度額	5,000 億円
公告	公告は電子公告（ https://www.clover-am.co.jp/ ）により行います。電子公告によることができない事故その他やむ得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算後及び償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者（投資者）に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

◆ファンドの費用・税金◆

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入・換金時手数料	ありません。また、再投資される収益分配金についても、申込手数料はかかりません。			
信託財産留保額	ありません。			
投資者が間接的に負担する費用				
運用管理費用（信託報酬）	当ファンド	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に年 0.99%(税抜 0.90%)の率を乗じて得た額とします。 当ファンドの運用管理費用（信託報酬）は、毎計算期間の３ヶ月毎の終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）、及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産から支払われます。		
		配分（純資産総額 200 億円までの部分）		費用の内容
		委託会社	年 0.638%（税抜年 0.58%）	委託した資金の運用の対価
		販売会社	年 0.319%（税抜年 0.29%）	口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
		受託会社	年 0.033%（税抜年 0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	投資対象とする投資信託証券	対象ファンドの名称		信託報酬（年率）
		SBI 中小型割安成長株ﾌｧﾝﾄﾞ ｼﾞｪｲﾘﾊﾞｲﾌﾞ（適格機関投資家専用）		1.166%(税抜 1.06%)
		NEXT FUNDS TOPIX 連動型上場投信		0.264%(税抜 0.24%)以内
		ｺﾑｼﾞｪｽﾄ･ﾖｰﾛｯﾊﾟ･ﾌｧﾝﾄﾞ 90（適格機関投資家限定）		0.99%(税抜 0.90%)
		ｺﾑｼﾞｪｽﾄ･ｴﾏｰｼﾞﾝｸﾞﾏｰｹｯﾂ･ﾌｧﾝﾄﾞ 95（適格機関投資家限定）		1.045%(税抜 0.95%)
		i ｼｪｱｰｽﾞｺｱ MSCI ﾖｰﾛｯﾊﾟ UCITS ETF EUR		0.12%
		i ｼｪｱｰｽﾞ MSCI ﾖｰﾛｯﾊﾟ（除く英国）UCITS ETF EUR		0.40%
		i ｼｪｱｰｽﾞ MSCI 英国 UCITS ETF		0.33%
		i ｼｪｱｰｽﾞ MSCI 英国小型株 UCITS ETF		0.58%
		i ｼｪｱｰｽﾞｺｱ MSCI ｴﾏｰｼﾞﾝｸﾞ･ﾏｰｹｯﾄ ETF		0.14%
		i ｼｪｱｰｽﾞ MSCI ｴﾏｰｼﾞﾝｸﾞ･ﾏｰｹｯﾄ ETF		0.69%
		i ｼｪｱｰｽﾞｺｱ S&P500 ETF		0.04%
		i ｼｪｱｰｽﾞｺｱ MSCI ﾊﾟｼﾌｨｯｸ（除く日本）UCITS ETF		0.2%
		ｸｰﾌﾟﾗﾝﾄﾞ･ｶｰﾃﾞｨﾌ･ﾌｧﾝｽﾞ ― CC ｼﾞｬﾊﾟﾝ ｱﾙﾌｧﾌｧﾝﾄﾞ ｸﾗｽ C（ｱｲﾙﾗﾝﾄﾞ籍 UCITS 適格ｵｰﾌﾟﾝｴﾝﾄﾞ型投資信託）		1.5%
		ｺﾑｼﾞｪｽﾄ世界株式ﾌｧﾝﾄﾞ（適格機関投資家限定）		0.968%(税抜 0.88%)
		費用の内容	対象ファンドにおける運用管理費等	
	実質的な負担	**年 1.65 ± 0.5%（税込/概算）**		

<table>
<tr><td>運用管理費用
（信託報酬）</td><td colspan="3">※なお、信託財産の純資産総額の増加に応じて運用管理費用（率）が逓減します。
<table><tr><th>純資産総額</th><th>信託報酬総額</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>運用開始後、最初に 200 億円を越えるまで</td><td>年 0.990%
（税抜年 0.90%）</td><td>年 0.6380%
（税抜年 0.58%）</td><td>年 0.3190%
（税抜年 0.29%）</td><td>年 0.033%
（税抜年 0.03%）</td></tr><tr><td>一度 200 億円を超えてから最初に 1,000 億円を超えるまで</td><td>年 0.880%
（税抜年 0.80%）</td><td>年 0.5643%
（税抜年 0.513%）</td><td>年 0.2827%
（税抜年 0.257%）</td><td>年 0.033%
（税抜年 0.03%）</td></tr><tr><td>一度 1,000 億円を超えたら</td><td>年 0.770%
（税抜年 0.70%）</td><td>年 0.4895%
（税抜年 0.445%）</td><td>年 0.2475%
（税抜年 0.225%）</td><td>年 0.033%
（税抜年 0.03%）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他費用・
手数料</td><td>当ファンド</td><td colspan="2">信託財産で間接的に負担する費用・税金
信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等、ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料及び売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額の費用は、信託財産から支払われます。</td></tr>
<tr><td>投資対象とする投資信託証券</td><td colspan="2">※各ファンドにより、監査費用、租税、信託事務の処理に要する諸費用がかかる場合があります。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※但し、当該費用は信託財産の規模等により変動するため、事前に料率や上限を表示することができません。</td></tr>
</table>

※費用の合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金（解約）時及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は 2022 年 3 月末現在の税法によるものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。）

お申込みの際には、下記の事項及び投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

当社の金融商品取引契約に係わる役割

当社は、当ファンドの設定・運用、募集及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社の金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 2 項の規定に基づく第二種金融商品取引業及び同条第 4 項の規定に基づく投資運用業です。当社において投資信託の取引を行われる場合は、次の方法によります。

・お取引にあたっては、総合取引口座、振替決済口座の開設が必要となります。
・お取引は原則として、お客さまが当社の指定する銀行口座へ購入代金を送金し、当社がその入金及び注文内容を確認することで、その全額をもってファンドの購入申し込みの受付とします。
・お取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします。
・お取引をされたお客さまには、取引報告書のほか取引残高報告書を原則として３ヶ月ごとに作成し、ご報告します。年間を通してお取引がない場合でも、口座に残高があるお客さまには年１回「取引残高報告書」をお送りいたします。

当社の概要

商号等：	クローバー・アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 2727 号
本店所在地：	〒104-0031　東京都中央区京橋三丁目 3 番 4 号　京橋日英ビル 3 階
加入協会：	一般社団法人　投資信託協会
資本金：	1 億円（2022 年 3 月末現在）
主な事業：	第二種金融商品取引業、投資運用業
設立年月日：	2006 年 3 月 28 日
連絡先：	TEL　03-6262-3921（代表） 受付時間　9:00～17:00（土日祝・年末年始を除く）

苦情処理措置及び紛争解決措置

当社は上記加入協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

※契約締結前交付書面は、投資信託説明書（交付目論見書）の一部を構成するものではありません。
　また、この情報は、投資信託説明書（交付目論見書）の記載情報ではありません。

clover
asset management